

【関係法令】

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋）

（事業者の責務）

第三条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

3 事業者は、前二項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

○長門市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（抜粋）

（事業者の責務）

第4条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、廃棄物の排出を抑制し、再利用を促進することにより廃棄物の減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合において、その適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

3 事業者は、廃棄物の減量及び適正な処理に関し、市の施策に協力しなければならない。

（一般廃棄物の減量及び処理）

第9条

5 市は、多量に一般廃棄物を排出する事業者等に対し、当該事業者等が排出する一般廃棄物の減量に関する計画の作成、当該一般廃棄物を処理する方法その他必要な事項を指示することができる。

○長門市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（抜粋）

（多量排出者）

第2条 条例第9条第5項に規定する「多量に一般廃棄物を排出する事業者等」とは、次に掲げる量の一般廃棄物を排出する者をいう。

(1) 常時排出する場合 1日の排出量がおおむね10キログラム以上

(2) 臨時に排出する場合 1回の排出量がおおむね100キログラム以上